

尼崎市立総合センター運営審議会会議録

日時：平成25年7月10日（水）

午前10時から午前11時25分

場所：尼崎市役所 市議会棟 第3委員会室

出席（委員）秋田委員、石田委員、川面委員、桑原委員、小谷委員、久委員、野村委員、堀内委員、前田委員、村上委員、山口委員

（行政）中浦市民協働局長、屋田人権担当部長、太田人権課長、宮崎総合センター担当課長補佐、福山総合センター担当課長補佐、辻本上ノ島総合センター所長、饗庭神崎総合センター所長、中田水堂総合センター所長、秋岡今北総合センター所長、三澤南武庫之荘総合センター所長、山口塚口総合センター所長

1 開会

(1) 会議開会にあたっての報告

人権課長から、出席委員数11名で、尼崎市立総合センター運営審議会規則第5条第1項に基づき会議が成立している旨の報告を行う。

(2) 人権担当部長あいさつ

人権担当部長から、開会のあいさつを行う。

(3) 傍聴人について

会長より総合センター運営審議会会議公開の確認及び傍聴人の状況確認を行う。

事務局より、傍聴人はいない旨の報告を行う。

2 議題

(1) 総合センターの今後のあり方について

総合センター担当課長補佐から資料1により概要を説明。

<質疑応答・意見>

（会長）

パブリックコメントとして寄せられた意見については、今後の運営にあたって重要な観点から様々な意見を頂いている。市としては、「総合センターの今後のあり方について（素案）（以下「あり方」という。）」の内容修正については、方向性を示している段階であることから、変更をしない判断をしている。今後、内容の具体化を進めるにあたっては、頂いた意見等を反映させながらすすめていく必要があるが、この件についてまず議論したい。

（委員）

パブリックコメントはどのくらい出てきたのか。

（総合センター担当課長補佐）

6月3日（月）から同月24日（月）までの間に、36人・1団体から意見が寄せられた。

(会長)

基礎的なデータをもう少し資料にしてもらいたい。例えば今回のパブリックコメント以外にも、地元からの意見などもあるように思うが。

(委員)

現在の各総合センターの管理運営にかかる進捗状況や課題等について説明が欲しい。機会を捉えて総合センターに行くことはあるが、現在はどのような状況なのかが分かりにくい。

(総合センター担当課長補佐)

現在総合センターにおいて実施している事業については、当初は同和対策に基づく各種定例講座を実施してきたが、現在はそれら講座を含め、より幅広い人権啓発を推進するための講演会や、周辺地域住民との交流を目的とする夏祭りや文化祭などのイベントを実施している。また管理運営については現在は市職員による「直営」となっているが、現在、平成27年度を目途とした指定管理者制度導入にかかる事業方針の策定などについて、他都市の状況なども参考にしながら、各総合センター所長を含め、内部で検討している状況である。

(会長)

あり方の7ページ以降に各地域ごとの計画が掲載されているが、状況については日々変わっている部分もあると思われるので、そうした内容について説明が欲しい。

(人権担当部長)

現在の進捗状況については、昨年策定されたあり方（たたき台）をお示しした時と同様に、地元住民や関係団体に対して、今後の方向性や施設をどのように整備していくか、といったことについて説明を行ってきている。具体的な進捗についてはあり方の7ページ以降に記載の内容であるが、例えば上ノ島では、現在総合センターの1階部分にある保育所について、別の場所で民間法人に移管させるべく、移転作業を進めている。旧青少年会館についてはその機能を総合センター2階部分に移転し、施設跡地については昨年度末に売却した。旧老人福祉センターについては現在、総合センター分館という位置付けであるが、保育所の移転が完了次第、その後に老人福祉センター機能を総合センターに移転させる予定である。

また10ページに記載の神崎についても、総合センターを含め3施設が設置されていたが、旧老人福祉センター分館についてはすでに売却済みであり、その機能は現在の総合センターに移転されている。今後、総合センターについては、設置年度が新しく、地域において活動の中心となっている旧青少年会館の場所に移転させて機能統合を図るため、現在改築工事の準備などを実施しており、来年度の整備に向けて予算措置等についても行っていく。

水堂と今北についても、総合センターの1階部分が保育所となっており、旧青少年会館や旧老人福祉センター分館が設置されているが（水堂については、旧老人福祉センター分館跡地売却済）、他の地域と同様、総合センターへの機能集約を進める予定である。保育所については、現在国において進められている「子ども・子育て新システム」にかかる「子ども・子育て支援計画」の策定に着手した段階であるため、今後の動向を見守る必要があるが、人権担当としては、他の地域と同様に施設の集約化と指定管理者制度導入を進める考えである。

南武庫之荘については、昨年度に旧老人福祉センター分館機能の移転を完了し、今年度はその施設跡地を売却する予定である。旧青少年会館については、当初から総合センターの2階部分に設置されていたことから、総合センターへの集約が完了した状態である。

塚口については、総合センターと青少年会館が同じ敷地内に隣接して設置され、少し離れた場所

に老人福祉センター分館が設置されていたが、現在は旧青少年会館内に老人福祉センター分館の機能が移転され、施設跡地はすでに売却されている。総合センターと旧青少年会館については、その立地から、現在の形で一体として運用するため、南武庫之荘同様、総合センターへの集約が完了している状態である。

以上に述べた各地域の状況、および今後の進捗については、地元住民や関係団体等にお示しし、意見を聴取し、協議を行いながら実施している状況である。

（会長）

個人的に神崎地域のまちづくりについてお手伝いをさせていただいているが、神崎地域では指定管理者制度への移行に向け、すでに地元で設立したNPOが指定管理者となって人権センターの管理運営を実施している箕面市の北芝地区から講師を招いて学習会を開催するなど、地元としても着々と準備を進めているようである。

（委員）

事務局の説明のなかで、他都市の状況も見ながら、という説明があったが、北芝地域は別として、大阪府や大阪市では指定管理者制度導入後、隣保館がほとんど残っていない状況である。指定管理者制度を導入した隣保館が現在どうなっているのかを早急に調べて欲しい。大阪の場合は首長の姿勢の問題もあると思うが、大阪の施設関係者から話を聴くと、指定管理者制度導入後、2～3年でなくなっているという厳しい実態がある。そうした状況を見たとき、本市の総合センターについても、指定管理者制度を導入したものの、次の見直しを迎えたときに廃止となるようなことになれば、地元住民の思いや願いが反映されないことになってしまう。そうした実態を的確に把握し、問題点や課題については、この審議会に議題として協議し、人権啓発や地域のコミュニティ施設として運営できるよう、解決に向けて考えていきたい。大阪市は人権啓発の取り組みについては先進地域であったが、その地域がそのような厳しい状態に置かれているということは、指定管理者制度そのもののや導入方法に大きな問題があったのではないかと考える。そうした問題についてはしっかり把握しておく必要がある。

（会長）

大阪では、首長の方針として人権センター関連の予算を削減し、結果として人権センターはすべて閉館となった。その一方で、男女協働参画センター（クレオ）についてはほぼ残った。これはその施設の必要性を説明して納得させたということが大きな理由のひとつであると考えられる。首長が変わったときは、このような大きな衝撃が来ることがある。このような時に、その施設や施策が社会的に、また地域にとってどのような必要性があるのかをしっかりと説明できるかが重要である。本市の総合センターについても「地域のため、人権のため」だけではなく、それを裏付ける精緻な理論構築を準備段階からしっかり行うことで、今後の継続性が保証されるという側面があると考えられる。大阪市の例で言えば、指定管理者制度導入以前に、人権センターの位置付けや運営の意義について説明を尽くしてきたのか、ということが大きかったのではないかと考える。本市においても、仮に大阪市のような「衝撃」が来ても、総合センターの意義や必要性について、しっかりとした理論を構築し、説明を尽くす必要がある。

（人権担当部長）

指定管理期間については5年間を考えているが、その間については指定管理者の管理運営を評価するための評価制度を設けることが必須である。その際には、総合センターがなぜ必要なのか、何のための施設なのかという理論を打ち出し、市民に支持されてこそ、今後の存続が可能になると考

えている。センター運審においては、評価制度についても審議いただき、ご意見、ご指摘をいただければ、と考えている。

(会長)

大阪府については、大阪府の人権協会が指定管理者制度について学習し、その情報を提供することで府内の市町村に対して支援をしており、そのようなバックアップ機能についても必要であると考えている。

(委員)

指定管理者制度を導入したときに、地域が取り残されないような手立てが必要である。地域によって活動に差が出て、活動が活発でない地域の総合センターが廃止となるようなことはあってはならないと考える。各地域とも指定管理者制度導入後の運営については学習等を進めていると思うが、よい方向に運営できるような方法を考えて欲しい。

(人権担当部長)

人権啓発の推進にかかる総合センターの運営は行政の責務で行うものであり、そのすべてを地域や指定管理者任せにしてしまうようなことは考えていない。指定管理者による管理運営により活動が低調になり、施設の存続が問われるような事態になれば、その地域の事業展開や取り組むべき課題について新たな手法により、また行政の直営により運営することも考えなければならない。また指定管理者制度移行後についても、制度にかかる地域からの相談等に対応できるよう学習を深めるとともに、組織体制を整備する必要があると考えている。

(委員)

資料3のスケジュールを見ると、指定管理者制度導入までの期間が短く、このスケジュールどおりに導入を進めてよいものか若干不安がある。

(会長)

平成27年度から指定管理者による管理運営を開始するとなると、平成26年度中に具体化に向けての動きが大きくなる。そろそろ具体的に準備を進めないと、公募する側のスケジュールが厳しくなってくる。

あり方の具体化に向けては、今後詳細を詰めていかなければならないことが多々あるが、素案の内容については変更せずに事務を進めたいという市の提案については、他の委員からも異議がないようなので了承する。今後は素案を市の案として、引き続き地元住民等の意見等を聞きながら進めてもらいたい。

(2) 今後の予定について

事務局から資料3により今後のスケジュールについて説明。

<質疑応答・意見>

(会長)

指定管理に向けての流れが説明されたが、最も重要なのは指定管理者に示す募集要項に何を規定するかである。指定管理者は要項に規定された業務は必ず履行しなければならないため、この点については今後センター運審においても協議していきたい。

(委員)

スケジュールによると、事業方針の策定や地元との意見調整、受託団体の検討や学習会の設置などが、あと1ヶ月から2ヶ月の間にすべて実施することになっている。時間切れで何もかもが中途半端に終わってしまうのではないかという不安がある。

(人権担当部長)

基本的には素案の内容に具体化していく作業であり、実施にあたっては困難もあらうと思われるが、確実に実施していきたいと考えている。

(委員)

スケジュールありきで中途半端な内容にならないよう、慎重に取り組んでもらいたい。

(人権担当部長)

今後事務をすすめていくうえで困難な局面が出現した場合には地元やセンター運審にご相談させていただきたい。

(委員)

あまり急いで、後々禍根を残さないよう、地元ともしっかりと協議して進めてもらいたい。

(会長)

利用者にとっては、有料化にかかる使用料減免の部分について関心が高まると思われるが、何でも減免するということになると、その減免措置の是非が問われることとなる。きちんとした基準で運営できるようにするためにも、時間はかかっても利用者に納得してもらわないといけない。

一例をあげると、川西市の市民活動センターは3年前に指定管理者制度を導入したが、それまではほとんどの団体が減免対象となっていた。市が直営で管理運営していたときは、施設使用料の有無は職員給与に直接反映しないため、批判を受けるような減免、という考えがあったと思われるが、指定管理者は使用料収入から従業員の給与を支払わなければならないため、団体の活動内容を精査したうえで、減免基準の見直しについて市に申し入れを行った経過がある。指定管理者制度の導入は、こうした基準の見直しにつながるよい機会でもある。

今後のあり方について（案）の具体化に向けては、決められたスケジュール内にあってもできるだけ時間をかけて丁寧に実施してもらいたい。またセンター運審としても今回だけではなく、場合によっては回数を重ねて引き続き協議を行い、意見を述べていきたいと考えている。

(3) その他について

事務局から、指定管理者制度導入後の新しい総合センターの名称案について、センター運審委員からも提案を頂きたい旨の依頼を行い、了承された。

<質疑応答・意見>

(委員)

先ほど神崎地域が指定管理者に関する学習会を開催したという話があったが、他の地域ではそのような機運があるのか。

(人権担当部長)

昨年12月にセンター運審から頂いた意見書のなかでも、これまでの取り組みを熟知し、地元の事情に精通した団体が受託することが期待されていることについて、各地域との協議の際にはそのような話をしている。具体的に団体等を立ち上げたという報告は神崎以外では聞いていないが、指定管理者制度について、何らかの関わりをもつ必要があることについては理解をいただいていると感じている。市としても今後、地域から施設運営についての機運が高まるよう、積極的に支援していきたいと考えている。

(委員)

各総合センター地域から、そうした機運が高まっていかないといけないと考えている。総合センターのコミュニティ化が議論され、地域の中で、地域住民に理解され、一緒に進めて行ければ

いいと考える。

(会長)

神崎地域については、青少年会館が廃止されたことが契機となり、地元で頑張ろうという機運が高まったことが幸いし、現在の形に繋がっている。指定管理者制度移行までの時間は多くないが、よい機会になるのではないかと考えている。

(委員)

勉強会の実施だけではなく、それぞれの地域でいかに市民を巻き込んでいくかが重要である。施設の管理運営を行うには様々なノウハウが必要となると思われる。

地域で受けていこうという方がおられればよいが、人材の発掘などは行われているのか。

(人権担当部長)

指定管理者は公募となることから、行政としては特定の団体に肩入れするわけには行かないが、地域の団体が指定管理者となるのが理想的な姿ではないか、という思いはある。

(委員)

地域住民が取り残されることがないかが心配である。

(人権担当部長)

要項や仕様書においては、地域住民や団体等と良好な関係を構築しながら管理運営を行うよう規定することとしており、地域住民を排除するような団体が指定管理者となることがないようにしたいと考えている。

(委員)

尼崎市には、目立たないところで地域のために活動している人が沢山いる。そんな人たちが沢山かかわることで、魅力的な総合センターになることを期待している。

(委員)

指定管理者制度については、営利を目的とした企業が参入することで地域住民の意向がないがしろにされる恐れがある。こうしたことがないよう、大事なところは大事にしてもらえような仕組みを作ったうえで指定管理者制度を導入してもらいたい。

(会長)

そのようなことがないようにするためには、要綱により利用者や地域住民が参入できる運営委員会設置など、地域の声を反映できるような体制をつくることを要求することや、指定管理者への評価をしっかりと行うことが重要である。

指定管理期間は5年ごととなっているので、もし地元団体設置が平成27年度までに間に合わなかったとしても、その間に準備して、次の指定管理者公募に応募するという方法もある。

一例をあげると、大阪府茨木市では、府の人権啓発協会の支援のもとで地域の若者が中心となってNPO法人を立ち上げ、子ども向けの駄菓子屋を経営したり、街角デイサービスを実施するなど、ユニークな事例がある。このような情報交換についても実施していきたい。

3 閉会